

2023年7月18日

各 位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役社長 杉浦 元
(コード番号: 3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理担当執行役員 櫻井 英哉
電話番号 03-6823-4306

(開示事項の経過) 株主総会決議取消訴訟の判決 (勝訴) に関するお知らせ

当社は、2022年10月28日付「元取締役らによる臨時株主総会決議取消訴訟の提起及び仮処分命令の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、臨時株主総会決議取消訴訟（以下「本訴訟」という）を提起する旨の訴状を受けておりました。この度、東京地方裁判所において、本訴訟を棄却する判決（以下「本棄却判決」といいます。）がなされ、本日、棄却判決に係る判決書を受領し、本訴訟について当社が勝訴いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本棄却判決に至った経緯

2022年10月28日付「元取締役らによる臨時株主総会決議取消訴訟の提起及び仮処分命令の申立てに関するお知らせ」でお知らせしました通り、当社は2022年8月25日に臨時株主総会を開催し、株主提案が決議されましたが、これに対し元取締役らから、臨時株主総会の決議は、委任状勧誘規則に違反した勧誘行為により不当な議決権行使が行われており、決議の方法が「著しく不公正」（会社法831条1項1号）であるとして、当該株主総会の決議の取消を求める訴訟が提起されておりました。

本訴訟に対し、東京地方裁判所は、原告らの主張する瑕疵については重要な事実についての虚偽の記載等とは認められないこと、また、重要な事実についての虚偽の記載があったために株主総会決議が成立したとは認められないことから、決議の方法が「著しく不公正」であるとはいえないとし、元取締役ら原告の請求はいずれも理由がないため、本訴訟をいずれも棄却することを判決し、本日、当社は、本棄却判決の判決書を受領しました。

2. 本訴訟を起こした者

福田 道夫（当社元代表取締役）
野崎 正徳（当社元取締役）

3. 本棄却判決を行った裁判所及び年月日

- (1) 本棄却判決を行った裁判所
東京地方裁判所
- (2) 本棄却があった年月日
2023年7月12日

4. 本棄却判決の内容

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する
- (2) 訴訟費用は、原告らの負担とする

5. 今後の見通し

本棄却判決につきましては、裁判所より公正かつ妥当な判断がなされたと考えております。当社といたしましては、今後も、適法で適正な株主総会運営に努めて参ります。

なお、現段階では、本棄却判決による当社の業績に与える影響はないものと判断しております。今後、原告らの控訴等、改めて開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたしますが、原告への送達日より2週間以内に控訴がなければ判決が確定いたします。

以 上